

NPO 法人住まいのホームドクター／設計者の会  
460-0006 名古屋市中区葵 1-27-32 カイフビル 7階

# HD ニュース

No.18  
2014.6.15

今後の予定／於：事務局会議室

6月17日(火)18:00～ 相談委員会

6月17日(火)19:00～ 研修会

6月19日(木)19:00～ 木造技術研究会

7月15日(火)18:00～ マンション大規模修繕研究会

7月15日(火)19:00～ 研修会

7月17日(木)19:00～ 木造技術研究会

## 新国立競技場コンペの怪・怪・怪

理事長 滝井幹夫

「東京オリンピック招致は東北大震災の復興への弊害となり反対だ」「既存建物の改修とすべきだ」などの意見があり、個人的にはそれに賛同であるが、ここではコンペについての疑問に限って述べることにします。

第一に、コンペ主催者の日本スポーツ振興センター（JSC）が、実施に至るコンペでありながらも、応募要綱で、当該地が風致地区に指定されていて、都市計画・建築基準法に違反する建物高さ70mを明示したことは、まさに法令違反推進・環境軽視のコンペであった。

第二に、安藤忠雄氏など建築家も入った有識者審査委員の審査を経た当選案は、応募条件の建設範囲、高さを大きく超えた、「ザハ案」であった。高さは要綱の70mを更に超えた75mで、概算工事費も要綱の1300億に対し、3000億が想定された。

この決定の審査内容・議事録の公表を求める声に対しても、発表済みの「審査講評」以外の公表は拒否しています。

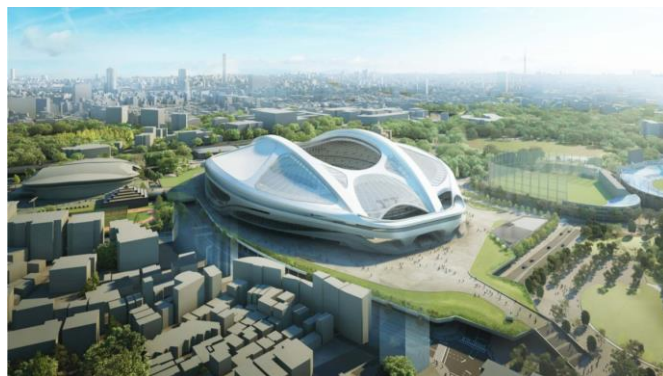
第三に、色んな意見を受けて変更された「基本設計案」は、一定規模を縮小し高さは70m、概算工事費は1,625億円で有識者会議の了承を得たと

発表された。

私もかつて、規模の小さいコンペに多数応募したが、それと比較して今回のような不可解なコンペは初めてである。

一方で国際オリンピック委員会は、「既存施設の最大限活用、環境への配慮」を求めています。一度立ち止って再検討すべきでしょう。

そうでなければ出来レースコンペを疑われ、オリンピックに汚点を残すことになると思います。



新国立競技場基本設計案

## 欠陥住宅被害全国連絡協議会四日市大会に参加して

相談委員会 瀬瀬 誠

去る5月31日と6月1日の二日間に亘って、四日市市において欠陥住宅被害全国連絡協議会（通称：欠陥住宅全国ネット）の第36回（年二回開催）全国大会が開催されました。

欠陥住宅全国ネットとは、阪神淡路大震災を契機に欠陥住宅被害の救済と予防を目的として結成された、弁護士、建築士、学者及び一般市民が参加して

いるネットワークで、東海ネット（静岡、岐阜、愛知及び三重）など12の地域ネットで構成されています。会員数は、四日市大会時点で弁護士724人、建築士263人、その他（学者・司法書士・一般）が113人の合計1100人と、かなり大きな組織です。

さて、四日市大会ですが、初日は、代表幹事の伊

本紙バックナンバーは当会のホームページ<http://www.sumaidoctor.or.jp>からご覧いただけます

藤學一級建築士（東京）による開会挨拶、幹事長の吉岡和弘弁護士（仙台）による基調報告に続き、木村孝弁護士（東京）による「がけと擁壁／法的ルールとその原理」と題した講演がありました。

木村弁護士は、がけの安全を求める建築基準法第19条第4項を基本として、がけの定義、安全な擁壁の定義などについてお話しされました。同弁護士は、擁壁等を扱った事件にも精通されており、その見識はある意味建築士以上のものがあると驚きました。

引き続き、立命館大学法科大学院の松本克美教授による、「建築瑕疵訴訟の到達点と課題／住宅の安全確保と被害回復の観点から」と題する講演がありました。松本教授は、京都ネットに所属され、全国大会には毎回出席されており、民事としての建築訴訟に精通されています。講演では、住宅の安全と瑕疵の概念等について、最近10数年ほどの間にあった判例を基にお話しされました。瑕疵論も大きく変化しており、「鉄骨柱につき、構造計算では250角でも安全ではあるが、耐震性を高めるために300角にするとの約定に反した工事には瑕疵がある」とした平成15年10月10日神戸地裁判決、「設計者、施工者及び工事監理者は、建物の建築に当たり、契約関係にない居住者を含む建物利用者、隣人、通行人等に対する関係でも、当該建物に建物としての基本的な安全性が欠けることにならないように配慮すべき注意義務を負い、これを怠ったために建築された建物に上記安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計者等は、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負う」とした平成19年7月6日の最高裁判決などの解説がありました。これらは、それまでの“（被害者側の）建築訴訟は勝てない”から、裁判所が建築主側寄りに傾いてきている証拠

であり、喜ばしいものであります。また、建築士に特化したものでは、確認申請書に工事監理者として記名しながら実際には工事監理をおこなわず、欠陥を発生させてしまった名義貸し建築士に賠償責任を認めた平成15年11月14日の最高裁判決の報告がありました。この最高裁判決に関しては、平成21年の建築士法改正、同年告示第15号に基づく工事監理ガイドラインが作成されるに至った一つの契機でもあり、我々建築士にも適正な業務と責任が重く課せられていると感じざるを得ません。

また、毎回、参加者一同によるアピール文が作成され、行政、裁判所などに送られますが、今大会は「欠陥住宅被害救済のための民法改正を求めるアピール」が、一日目の最後に決議されました。

二日目は、木津田秀雄一級建築士（関西・神戸）による“弁護士にも分かる建築講座”が、「建物の外装・外壁／基礎知識、よくある瑕疵、訴訟上の留意点」と題して行われ、我々建築士も改めて考えを正すことになりました。

引き続き、建築訴訟の判決・和解事例、日弁連・消費者問題対策委員会・土地住宅部門の活動報告、各地域ネットの報告などがあり、成功裏に大会を終了しました。



■木造技術研究会 5/18 18:30~20:30

研修旅行について。「フラット35対応 木造住宅工事仕様書」読み合わせ。

■マンション大規模修繕研究会 5/20 18:00~19:00

藤井委員長による講座。ヴェルクレート日比野大規模修繕コンサル業務の見積り提出について

■技術研修会 5/20 19:00~21:00

「健康被害のない防腐・防蟻対策／木材のホウ酸処理について」講師：エコボロン名古屋 代表 北川 孝司 氏

■役員会 6/10 19:00~20:30

建築士会助成事業の応募。財務状況報告他。